

<介護保険> 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の重要事項説明書

訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービスを含む。以下同じ。）の提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

開設者名	医療法人 久幸会
主たる事務所の所在地	秋田市下新城野字琵琶沼124番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 稲庭 千弥子
事業所名	ニコニコ訪問看護ステーション
事業所番号	05600190092
管理者名	武田 美和
電話番号	018-873-6171

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的 運営の方針	看護を必要とされる方・健康や日常生活動作を維持したい方が、住み慣れたご家庭で在宅療養ができるように、看護職員が主治医と密接な連携を取り合いながら訪問をし、サービスを提供します。
----------------	--

3. 職員体制

職 種	員数	区 分		備 考
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		看護師兼務
看護師	1		1	
准看護師	1	1		

4. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日・祝祭日、年末年始12/30～1/3除く）
営業時間	月～金：午前8時30分～午後5時、土：午前8時30分～午後12時30分

5. 利用料

地域単価	1単位10円
時間別単価	サービス内容説明書に記載

6. 通常の事業の実施地域

実施地域	秋田市（旧河辺町・雄和町除く）、潟上市、井川町、五城目町
------	------------------------------

7. 事故発生時の対応

- ① 利用者へのサービス提供時等に事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る事業者等に連絡を行うとともに、速やかに必要な処置を講じます。
- ② 本法人は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. 苦情申立窓口

窓口担当者	武田 美和
ご利用時間	月～金 午前8時30分～午後5時 土 午前8時30分～午後12時30分
ご利用方法	電話 018-873-6171 面接 訪問看護ステーション相談室

○処理手順

- ① 利用者の状況を詳細に把握する。
 - ② 窓口担当者は、把握した状況を管理者及び職員とともに検討し、対応を決定する。
 - ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行う。
 - ④ 利用者へは、対応方法を含めた結果報告を必ず行う。
- ＊ 時間を要する内容であれば、その旨を翌日までに連絡する。
＊ 当事業所以外に、下記の相談室・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・秋田県秋田市介護保険課 電話 018(888)5674
- ・秋田県福祉保健部長寿社会課 電話 018(860)1361
- ・秋田県国民健康保険団体連合会 電話 018(883)1550

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	今村病院
	院長名	稲庭 千弥子
	所在地	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1
	電話番号	018-873-3011
	診療科	精神科、内科、心療内科、皮膚科等
	入院設備	有
	救急指定の有無	無
	契約の概要	別紙
緊急連絡先1	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
緊急連絡先2	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

指定訪問看護事業 ニコニコ訪問看護ステーション
個人情報の利用目的
(平成18年4月1日現在)

指定訪問看護事業 ニコニコ訪問看護ステーションが、取得した個人情報を利用させていただく項目は以下のとおりであり、サービス利用契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らすことはありません。また、個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔指定訪問看護事業 ニコニコ訪問看護ステーション内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者様等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －利用等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者様の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者様等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- ・不正な保険給付の受給やサービス利用等

医療法人久幸会
理事長 稲庭 千弥子

当事業者が、あなたに提供する訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービスを含む。以下同じ。）は以下の通りです。

1. 提供するサービス

曜日	時 間 帯	内 容
	: ~ :	
	: ~ :	
	: ~ :	

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書を含む。以下同じ。）に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ④ 提供した訪問看護サービスに関しては、利用者の健康手帳の医療記録に必要な事項を記載します。
- ⑤ 訪問看護サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥ 当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

2. 訪問看護職員

- ・ 管理者（看護師） 1名

看護師・准看護師 2名

- ① あなたはいつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業者は、担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

3. 利用料（訪問看護、介護予防訪問看護）

*利用料として介護保険法41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象になる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

*准看護師については90/100点数で算定します

*交通費は、 必要ありません。

500円です（通常の事業実施区域外で片道20km以上の場合）。

① 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割をお支払いいただきます。

但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法）の方法をご希望の場合は、お申し出ください。

② 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

② 当事業者は、あなたに対し、毎月10日までに、前月のサービスの提供日、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

④ 毎月の利用料は、翌月15日までに今村病院受付窓口、お振込または現金書留の方法でお支払いください。

4. 保険給付請求のための証明書交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

令和 年 月 日

(事業所) 当事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、
 利用者
 家族
様に、対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス
内容及び重要事項を説明しました。
また、個人情報の利用目的についても説明しました。

所在地 秋田市下新城野字琵琶沼124番地1
名称 医療法人久幸会 ニコニコ訪問看護ステーション
説明者 印

(利用者) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業所職員から
サービス内容及び重要事項の説明を受け、内容に同意しました。
また、個人情報の利用目的についても説明を受け、同意しました。

利用者住所
氏名 様 印

代理人住所
氏名 様 印

続柄